

1. 計画の基本的な考え方

1.1. 河川整備計画の主旨

「関川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水・津波・高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年（2007年）3月に策定し、令和5年（2023年）3月に気候変動を考慮して変更した「関川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の2に基づき、概ね20年～30年で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

本計画では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図るとともに、関川水系が現有している自然環境や河川景観を保全・継承し、地域の個性と活力、関川水系の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水・利水・環境に係る施策を総合的に展開していきます。

1.2. 河川整備の基本理念

本計画では、平成18年（2006年）10月に関川流域の基本理念としてとりまとめられた『安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して』に掲げられた下記基本理念を基本的な考え方とし、流域全体をとらえた上で「川づくり」に取り組みます。

『あらかわ』と呼ばれた関川を治めるとともに、
人と川とが共存してきた歴史を継承し、
線から面へ、地域のつながりと多様性を踏まえて、
住民が主体となる安全で親しみのもてる川づくりを目指して」



河口から関川流域を望む（令和5年（2023年）8月撮影）

1.3. 計画の対象区間

本計画の対象区間は、関川・保倉川の大臣管理区間とします。ただし、保倉川放水路及びその関連区間の取扱いについては別途調整します。

1.4. 計画の対象期間

本計画は、関川水系河川整備基本方針に基づく河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、計画変更時より30年間とします。

なお、本計画は現時点での社会経済状況・自然環境状況・河道¹状況等を前提として策定するものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

¹ 川の水が流れる道筋、堤防と堤防の間の区間